

「特別区民税・都民税申告書 特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」記載要領

申告対象となる方の条件は別紙「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書について」のフローチャート①②にてご確認ください。

【記入方法】

(STEP 1)

確定申告の際に申告した配当・譲渡等所得金額について記入します。

北区長殿 令和〇年〇月〇日
 納税義務者 住所 北区王子本町〇—〇—〇
 氏名 北区 太郎
 生年月日 昭和〇年〇月〇日 電話番号 03 (3908) 1111
 提出者 住所 同上
 氏名
 電話番号

1 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

		配当割額・譲渡所得割額	
上場株式等の配当所得等	総合課税	200,000 円	10,000 円
	分離課税	150,000 円	7,500 円
上場株式等の譲渡所得等		△100,000 円	

よくある間違い

- 【×】申告不要にしたい一部の所得のみを記入している。
- 【×】損益通算した後の金額を記載している。
→損益通算前の金額を記載してください。

(STEP2)

「STEP1」で記載した所得における住民税での取り扱いについて、①または②にマルを記入します。

- ・ すべてを申告不要（住民税では申告しない）とする場合は → ①
- ・ 一部を申告不要（一部を総合課税または分離課税で申告）とする場合は → ②
- ・ 配当所得の申告区分を総合課税から分離課税（またその逆）とする場合は → ②

※ 非上場株式の少額配当所得等、上場株式等の譲渡所得等（一般口座あるいは簡易口座）は住民税が源泉徴収されていないため、申告不要制度を利用することができません。

※ 住民税が源泉徴収されていない所得を含んで確定申告している方で、源泉徴収済みの所得のみ申告不要制度を利用する場合は、②を選択してください。

2 住民税で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等

(1) 住民税での取り扱いについて①か②に○をしてください。

- ① 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- ② 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の通りとします。

いずれかにマルを記入します

よくある間違い

【×】住民税が源泉徴収されている所得と源泉徴収されていない所得を確定申告しているが①を選択している。

例) 非上場株式の少額配当所得等	100,000 円	→ 申告不要
上場株式等の譲渡所得等（一般口座）	200,000 円	→ 申告不要
上場株式等の譲渡所得等（簡易口座）	300,000 円	→ 申告不要
上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収口座）	400,000 円	→ 申告不要

住民税が源泉徴収されていない所得は申告不要制度を利用することができません。ここでは②を選択してください。

(STEP3)

「STEP2」で②を選択した場合は、住民税で申告する方法（総合課税・分離課税）別に所得額及びその所得に対する住民税の配当割額・譲渡所得割額を記載します。

- ※ 所得額は損益通算「前」の金額を記載してください。
- ※ 源泉徴収されていない所得を含んで確定申告している方で、源泉徴収が済んでいる所得のみ申告不要制度を利用する場合、源泉徴収されていない所得金額を記載してください。
- ※ 同一口座内の配当所得は、その一部のみを申告不要とすることはできません。すべて申告するか、すべて申告不要とするかを統一してください。
- ※ 同一口座内に配当所得と譲渡所得（譲渡損失）があり、譲渡損失を申告する場合は、同一口座内の配当を申告不要とすることができません。必ず同一口座内の配当所得も申告してください。（譲渡所得がプラスであれば、配当所得または譲渡所得の一方を申告不要とすることはできません）

(2) ②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額および配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する 上場株式等の所得額	配当割額・ 譲渡所得割額
上場株式等の 配当所得等	総合課税		
	分離課税	150,000 円	7,500 円
上場株式等の譲渡所得等		△100,000 円	

ここには損益通算する「前」の金額を記載します。

よくある間違い

【×】損益通算「後」の金額を記載している。

STEP3 の例で

上場株式等の配当所得等（分離） 50,000 円
上場株式等の譲渡所得等 0 円 と記載するのは誤り

【×】住民税が源泉徴収されている所得としない所得を確定申告しているが 2（1）では①を選択し、（2）は空欄としている。

STEP2 の例では正しくは以下のように記入してください。

（2）②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額および配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する 上場株式等の所得額	配当割額・ 譲渡所得割額
上場株式等の 配当所得等	総合課税	100,000 円	
	分離課税		
上場株式等の譲渡所得等		500,000 円	

【×】同一口座内の配当所得の一部のみを申告不要としている。

例) 同一口座内に次の所得があり、公社債分（5,000 円）のみ申告しようとしている

- ・上場株式等の配当所得等（株式） 100,000 円 → 申告不要
- ・上場株式等の配当所得等（公社債） 5,000 円 → 5,000 円で申告

同一口座内の配当所得については、すべて申告するか、すべて申告不要とするかを統一してください

【×】同一口座内に配当所得と譲渡所得（譲渡損失）がある場合において、譲渡損失は申告、配当所得の全部または一部は申告不要としている。

例) 次の（ア）～（ウ）が同一口座の所得の場合で、（ウ）の譲渡損失のみ申告しようとしている

- （ア）上場株式等の配当所得等（株式） 100,000 円 → 申告不要
- （イ）上場株式等の配当所得等（公社債） 5,000 円 → 申告不要
- （ウ）株式等の譲渡所得等 -300,000 円 → 申告

同一口座内に配当所得と譲渡所得（譲渡損失）があり、譲渡損失を申告する場合は、同一口座内の配当も必ず申告してください。

(STEP4)

所得税と住民税で異なる課税方式を選択したことにより、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合に住民税の繰越損失額を記入します。

※ 所得税と住民税で翌年以降に繰り越される損失額が異なる場合は、損失額の残高に差がなくなるまで、区に【上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書】を提出する必要があります。

※ その年度の納税通知書・税額通知書が送達される日までに、【上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書】を提出しなければ、上場株式等の譲渡損失を使用することができなくなります。

3 住民税の繰越損失額

申告不要とした損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を記入してください。

記入を忘れる方が多くいらっしゃいますので、ご注意ください。

上場株式等の配当所得等	本年から差し引く繰越損失額	円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差し引く繰越損失額	50,000 円
	翌年以降に繰り越される損失額	△800,000 円

※ 申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年以降へ繰り越しできません。

※記入後のイメージ

1 確定申告で申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

		配当割額・譲渡所得割額	
上場株式等の配当所得等	総合課税	100,000 円	5,000 円
	分離課税	200,000 円	10,000 円
上場株式等の譲渡所得等		300,000 円	15,000 円

2 住民税で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等

(1) 住民税での取り扱いについて①か②に○をしてください。

- ① 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- ② 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では以下の通りとします。

(2) ②を選択した場合は、住民税で申告する上場株式等の所得額および配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		住民税で申告する上場株式等の所得額	配当割額・譲渡所得割額
上場株式等の配当所得等	総合課税	100,000 円	5,000 円
	分離課税	200,000 円	10,000 円
上場株式等の譲渡所得等			

この例は、前年、所得税と住民税において、上場株式等に係る譲渡損失が-800,000円あり、本年に繰越していたケースです。

3 住民税の繰越損失額

申告不要を選択した損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を記入してください。

上場株式等の配当所得等	本年から差し引く繰越損失額	200,000 円
上場株式等の譲渡所得等	本年から差し引く繰越損失額	
	翌年以降に繰り越される損失額	-600,000 円

※ 申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年以降へ繰り越しできません。